

令和4年2月14日

保護者各位

台東区教育委員会

まん延防止等重点措置期間の延長等について

日頃、区の教育・保育行政にご理解・ご協力を賜り、誠に有難うございます。
東京都において、1月21日（金）から適用されているまん延防止等重点措置の期間が3月6日（日）まで延長されることになりました。

東京都は保育所等に対して、引き続き、「基本的な感染防止策の実施」「発熱等の症状がある学生（園児）等が登校（登園）や活動参加を控えるよう周知すること」等の要請をしています。

区教育委員会としては、今後も園児の安全・安心と、保育サービスを維持するために、感染対策を徹底しながら、園運営を継続していきます。

保護者の皆様におかれましては、引き続き、下記の事項にご留意いただくとともに、お子様の健康管理の徹底と家庭内における感染予防対策にご協力をお願いいたします。

記

1 発熱や呼吸器症状がある場合は登園をお控えください

登園前の検温を徹底し、発熱や呼吸器症状（咳・鼻水等）がある場合は、園に状況を報告し、登園をお控えください。

・ 発熱等の症状がある場合は、必ず医療機関で受診をさせていただきます。また、登園する園において、り患者が出ている場合は、受診時にそのことを伝え、PCR検査の必要性を確認してください。

・ 解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、登園をお控えください。（「保育所等における感染拡大防止のための留意点について」（厚生労働省）より一部抜粋）

・ 登園後にお子様が発熱等の体調不良を訴えた場合は、園からご連絡いたしますので、お迎えをお願いします。

発熱や咳などの症状がある場合は…

- ・ かかりつけ医に電話で相談してください。
- ・ かかりつけ医がない、相談する医療機関に迷う場合は、「発熱受診相談センター」に相談し、状況を説明の上、指示を受けてください。

■発熱受診相談センター

台東区03-3847-9402（平日9時から17時まで）

東京都03-5320-4592（上記時間以外）

2 同居家族が医療機関を受診される場合は登園をお控えください

同居家族が体調不良等により医療機関を受診される際には、可能な限り診断を受けるまでお子様の登園をお控えください。登園後、医療機関を受診し、即日検査を受け、陽性となる事例が多く報告されています。

3 園へのご連絡のお願い

以下に該当した場合は、園へ速やかにご連絡をお願いします。

①園児もしくは同居家族が、濃厚接触者として特定された場合

②園児もしくは同居家族が、PCR検査または抗原検査を受けることになった場合

③園児もしくは同居家族の検査結果が判明した場合

※検査の結果、陽性または濃厚接触者となった場合は、別紙「濃厚接触者の待機期間について（同居家族が陽性の場合）」を参照のうえ、指定の期間は登園をお控えください。

4 臨時休園について

区内において、休園する施設が増えています。今後も、園において感染者が発生した場合は、感染拡大を防ぐために、下記のとおり、臨時休園とする場合があります。

（1）休園期間

り患した園児の最終登園日（最終接触日）を0日目として7日間

（2）休園対象

り患した園児の在籍クラスとそのきょうだい関係にある園児

（3）休園期間中の保育料

日割り計算といたします。

≪休園期間等の考え方≫

園は、限られた空間で濃厚接触を回避できない施設です。り患した園児が感染可能期間（*）に登園していた場合、在籍クラスの他の園児は、り患した園児と一定程度接触があり、発症するリスクがあると考え、自宅待機（健康観察）をお願いするものとしてクラス全体を休園とします。

また、接触した園児が仮に発症した場合、きょうだい関係にも感染し、他のクラスに感染を拡大させる可能性があるため、きょうだい関係も含めて休園とします。

なお、休園期間は、国の基準である濃厚接触者の待機期間（7日間）としています。保健所による濃厚接触者の調査が行われない現状を踏まえ、感染リスクの範囲を広くとらえて、それ以上に感染を拡大させないための措置になりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

（*）感染可能期間…発症日の2日前（無症状の場合検体採取日の2日前）から自宅待機等隔離されるまでの期間

（お問合せ）台東区教育委員会学務課こども園担当

TEL：03-5246-1414